

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞日本年金機構について＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 経営企画部長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

○参加資格

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条による一般貨物自動車運送事業の許可を受けていることが必要です。 見積書の提出の際に、許可証の写しを提出してください。

○注意事項

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和8年8月18日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年8月20日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

梱包及び発送業務

(小冊子「日本年金機構アニュアルレポート 2025」)

仕様書

日本年金機構 経営企画部
令和8年7月

1. 目的

小冊子「日本年金機構アニュアルレポート 2025」を指定の期日までに各年金事務所等の指定場所に梱包のうえ、発送する。

2. 業務内容

- ①業務の全体計画書の作成
- ②送付物の引渡し
- ③送付物の仕分け
- ④送付物の梱包・伝票の作成
- ⑤送付物の発送
- ⑥完了報告書の提出
- ⑦残部の納品

なお、運送事業者間で運送約款に基づく連携・協働により運送業務を実施する場合は、再委託に該当しないが、運送工程の各運送事業者の役割分担を確認できる書面（任意様式）を「6. スケジュール」で示す計画書の提出期限までに提出すること。

3. 対象物品

（1）品名

小冊子「日本年金機構アニュアルレポート 2025」

（2）サイズ

A4（210mm×297mm） / 1包（約210mm×297mm×200mm）

（3）重量

約12.5Kg/1包（約250g×50冊）

（4）数量

12,100冊（242包）

※予備分含む。

（5）梱包状態

- ①A4サイズ 72ページ予定（あじろとじ）
- ②50冊ごとにクラフト紙で梱包されている。

4. 数量内訳

【別紙1】のとおり

5. 納品先所在地

【別紙2】のとおり

（業者決定後、別紙をセキュアUSBメモリ等で電子媒体（エクセル形式）を提供する。）

6. スケジュール

令和8年8月27日 計画書の提出（作業日程、到着予定日等を記載し

た計画書を作成し、7. 所管部署へ提出すること)
令和8年8月31日 受託事業者の拠点（首都圏1ヶ所：その場所は受託事業者が用意し、費用が発生する場合には受託事業者にて負担のこと）において対象物品を引渡し
令和8年9月 7日 納品開始（納品先への納品を開始）
令和8年9月11日 納品完了（納品先への納品が完了）
令和8年9月28日 運送完了報告書提出期限及び予備分の納品（高井戸本部）

7. 所管部署

〒168—8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
日本年金機構本部 経営企画グループ
電話番号：03—5344—1107 担当：船田、恒吉、平良

8. 梱包に係る事項

- ①本業務に要する梱包資材等（梱包材、ラベル、ガムテープ等）については、全て受託事業者が用意し、費用が発生する場合には受託事業者にて負担のこと。
- ②1 梱包の重量は、20kg を限度とすること。
- ③1 梱包ごとに発送先の宛名ラベルを貼付し、梱包が複数個に及ぶ場合は必ず何個口の何個目かを明記すること。
※年金事務所の梱包については、事務所分、年金委員分、市区町村の冊数で分けて梱包する必要はない。

9. 運送に係る事項

- ①本業務に要する資材（パレット等）については、全て受託事業者が用意し、費用が発生する場合には受託事業者にて負担のこと。
- ②「2. 業務内容」に梱包業務が含まれている場合を除き、梱包された対象物品は開梱しないこと。
- ③運送にあたり伝票等の作成の際には、日本年金機構の提示する納品先所在地を確認し、受託事業者にて作成すること。（何個口の何個目かを明記すること。）
- ④対象物品（郵便物）の保管を要する場合（引渡日に出荷しない場合）は、施設可能な倉庫を使用し、水漏れや落下等による破損、盗難及び紛失等による情報漏えいを防止するための所要の措置を講ずること。（対象物品の保管場所は受託事業者が用意し、費用が発生する場合は受託事業者にて負担のこと。）
- ⑤運送に使用する車両は、受託事業者の自社便（または運送業者）を使用し、対象物品の水漏れや落下等による破損、盗難及び紛失等による情報漏えい

を防止するための所要の措置を講ずること。

- ⑥運送の担当者は引受けおよび引渡しの際に身分証明書を提示すること。
- ⑦納品は納品先の開所時間内（平日9:00～17:00）に行うこと。
- ⑧運送（納品先への配送による到着）が完了した際は、完了報告書（様式1）に、納品先より受領したことを証明する旨の受領書等（受託事業者にて作成のうえ納品先担当者へ提示し、受領印を受けること。または、納品先が受領したことがわかる伝票等の写し。または、追跡番号等が分かるもの。なお、納品個数がすべて確認できること。）を添えて、日本年金機構へ必ず提出すること。

10. 第三者委託

- ①本業務の実施にあたり、本業務の全部または主体的部分を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）へ委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。やむを得ない事情により本業務の主体的部分を除く一部について再委託をする場合には事前に日本年金機構の書面による承認を得なければならない。また、承認を受けた場合には、速やかに再委託先と本契約にて受託事業者とに課せられている守秘義務等と同等以上の条件及び日本年金機構が再委託先に調査等を行える条件が含まれた契約を締結し、その写しを速やかに提出すること。（運送事業者間で運送約款に基づく連携・協働により運送業務を実施する場合は、再委託に該当しないが、運送工程の各運送事業者の役割分担を確認できる書面を提出すること。）
なお、本業務において主体的部分とは、「2. 業務内容」の①～④及び⑥～⑦の作業を言う。

主体的部分を除く一部の業務とは、「2. 業務内容」の⑤の作業を言う。

- ②日本年金機構は必要に応じて再委託先の監督を受託事業者に求めることができるものとする。
- ③再委託にあたっては、以下の事項を遵守すること。なお、再委託先が受託事業者との契約書及び委託要領に違反した場合には、再委託の承認を取り消すものとする。

ア 再委託先に対する契約書等については、この委託要領に定める委託条件を必ず規定すること。

イ 再委託先との契約には以下の事項を盛り込むこと。

- 受託事業者の再委託先に対する監督・監査・報告聴取に関する権限。
- 日本年金機構の再委託先に対する監査・報告聴取に関する権限。
- 再委託先における個人情報の漏えい・盗用・改ざん及び目的外利用等の禁止。

- 再委託先における個人情報保護のための体制の整備及び安全管理措置。
- 再々委託の禁止。
- 漏えい等が発生した場合の受託事業者の責任。

11. 委託条件

- ①本業務を遂行するために必要な許可証、免許状等を保有していること。
 - ②貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条による一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。（対象物品の運送について、再委託が可能な場合であって、再委託する場合については、再委託先が同許可を受けていれば可とする。）
- また、日本年金機構に対して、許可証の写しを提出すること。

12. 仕様書の明確化等

- ①仕様書等では業務の処理方法が一義に定まらない事案があることを把握した時、又は仕様書等には定めがないが判断を要する事案がある時には、日本年金機構と受託事業者は協議のうえ、仕様書等の不明瞭な点を明確にするための書面を速やかに取り交わすこととする。
- ②上記①の書面の取り交わしが完了するまでの間の対応方法については、日本年金機構と受託事業者は協議のうえ決定することとする。

13. 仕様書の疑義

本仕様書に関して疑義があり、説明を求めようとする場合は、質問書（任意様式）を作成の上、「7. 所管部署」に令和8年8月10日（月）18時必着で郵送（書面）またはFAXにより提出すること。

なお、疑義に対する回答は令和8年8月13日（木）までに日本年金機構ホームページに、疑義及びその回答を掲示する。

14. その他

- ①やむを得ない事由により納期に遅れが生じると判断した場合又は、業務の履行中に事故等が発生した場合は、直ちに「7. 所管部署」に連絡すること。
- ②本業務において知り得た秘密について、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。
- ③本業務の実施にあたっては、受託事業者は諸法令、法規を厳守し、事故の防止に万全の注意を払わなければならない。万一、事故が発生したときは、受託事業者の責任において処理するものとする。

(様式1)

完了報告書

運送完了年月日	令和 年 月 日
運送冊数	冊

上記の運送が完了しましたので、別添のとおりご報告します。

(受託事業者)

印

委託者確認印

アニュアルレポート発送一覧

発送先	発送先数	発送冊数	内訳
年金事務所・分室	320	11,898	年金事務所・分室 2冊×年金事務所(312か所)=624冊 1冊×分室(8か所)=8冊 年金委員分 9,349冊 (令和8年5月末時点) 市区町村分 1,917冊
街角の年金相談センター	80	80	1冊×80か所=80冊
事務センター	15	15	1冊×15か所=15冊
—	—	107	予備分
合計	415	12,100	

アニュアルレポート送付一覧（年金事務所）
 ※最新の郵便番号、住所、電話番号、数量については、契約締結後、連絡します。

都道府県	年金事務所	分室	冊数				郵便番号	住所	電話番号
			事務 所分	年金 委員分	市区 町村	計			
北海道	札幌東		2	44	3	49	003-8530	北海道札幌市白石区菊水1条3丁目1-1	011-832-5350
	札幌西		2	31	3	36	060-8585	北海道札幌市中央区北3条西11丁目2-1	011-271-1051
	札幌北		2	40	6	48	001-8585	北海道札幌市北区北24条西6丁目2-12	011-717-8917
	新さっぽろ		2	41	6	49	004-8558	北海道札幌市厚別区厚別中央2条6-4-30	011-892-1632
	函館		2	40	18	60	040-8555	北海道函館市千代台町26-3	0138-31-9086
	旭川		2	35	23	60	070-8505	北海道旭川市宮下通2丁目1954-2	0166-25-5606
	釧路		2	42	13	57	085-8502	北海道釧路市栄町9丁目9-2	0154-25-1521
	室蘭		2	16	6	24	051-8585	北海道室蘭市海岸町1-20-9	0143-24-5061
	苫小牧		2	28	12	42	053-8588	北海道苫小牧市若草町2-1-14	0144-37-3500
	岩見沢		2	22	9	33	068-8585	北海道岩見沢市9条西3	0126-25-1570
	小樽		2	22	20	44	047-8666	北海道小樽市富岡1-9-6	0134-33-5026
	北見		2	25	18	45	090-8585	北海道北見市高砂町2-21	0157-25-8703
	帯広		2	26	19	47	080-8558	北海道帯広市西1条南1	0155-21-1511
	稚内		2	14	12	28	097-8510	北海道稚内市末広4-1-28	0162-33-7011
	砂川		2	22	15	39	073-0192	北海道砂川市西4条北5丁目1-1	0125-52-3890
青森	留萌		2	18	6	26	077-8533	北海道留萌市大町3	0164-43-7211
	青森		2	39	8	49	030-8554	青森県青森市中央1-22-8 日進青森ビル1・2階	017-734-7495
	むつ		2	15	7	24	035-0071	青森県むつ市小川町2-7-30	0175-22-4947
	八戸		2	30	11	43	031-8567	青森県八戸市城下4-10-20	0178-44-1742
岩手	弘前		2	33	14	49	036-8538	青森県弘前市外崎5-2-6	0172-27-1339
	盛岡		2	41	8	51	020-8511	岩手県盛岡市松尾町17-13	019-623-6211
	花巻		2	24	4	30	025-8503	岩手県花巻市材木町8-8	0198-23-3351
	二戸		2	23	7	32	028-6196	岩手県二戸市福岡字川又18-16	0195-23-4111
	一関		2	33	7	42	021-8502	岩手県一関市五代町8-23	0191-23-4246
宮城	宮古		2	20	7	29	027-8503	岩手県宮古市太田1-7-12	0193-62-1963
	仙台東		2	36	7	45	983-8558	宮城県仙台市宮城野区宮城野3-4-1	022-257-6111
	仙台南		2	35	6	43	982-8531	宮城県仙台市太白区長町南1-3-1	022-246-5111
	大河原		2	21	9	32	989-1245	宮城県柴田郡大河原町字新南18-3	0224-51-3111
	仙台北		2	36	6	44	980-8421	宮城県仙台市青葉区宮町4-3-21	022-224-0891
	石巻		2	21	5	28	986-8511	宮城県石巻市中里4-7-31	0225-22-5115
秋田	古川		2	45	7	54	989-6195	宮城県大崎市古川駅南2-4-2	0229-23-1200
	秋田		2	41	8	51	010-8565	秋田県秋田市保戸野鉄砲町5-20	018-865-2392
	鷹巣		2	29	8	39	018-3312	秋田県北秋田市花園町18-1	0186-62-1490
	大曲		2	41	7	50	014-0027	秋田県大仙市大曲通町6-26	0187-63-2296
	本荘		2	15	2	19	015-8505	秋田県由利本荘市表尾崎町21-2	0184-24-1111
山形	山形		2	60	5	67	990-9515	山形県山形市あかねヶ丘1-10-1	023-645-5111
	寒河江		2	21	7	30	991-0003	山形県寒河江市大字西根字石川西345-1	0237-84-2551
	新庄		2	17	10	29	996-0001	山形県新庄市五日町字宮内225-2	0233-22-2050
	鶴岡		2	24	5	31	997-8501	山形県鶴岡市錦町21-12	0235-23-5040
	米沢		2	20	8	30	992-8511	山形県米沢市金池5-4-8	0238-22-4220

都道府県	年金事務所	分室	冊数				郵便番号	住所	電話番号
			事務 所分	年金 委員分	市区 町村	計			
福島	東北福島		2	53	8	63	960-8567	福島県福島市北五老内町3-30	024-535-0141
	平		2	24	9	35	970-8501	福島県いわき市平字童子町3-21	0246-23-5611
	相馬		2	18	4	24	976-8510	福島県相馬市中村字桜ヶ丘69	0244-36-5172
	郡山		2	29	12	43	963-8545	福島県郡山市桑野1-3-7	024-932-3434
	白河		2	25	9	36	961-8533	福島県白河市郭内115-3	0248-27-4161
	会津若松		2	30	17	49	965-8516	福島県会津若松市追手町5-16	0242-27-5321
茨城	水戸南		2	24	10	36	310-0817	茨城県水戸市柳町2-5-17	029-227-3278
	水戸北		2	27	7	36	310-0062	茨城県水戸市大町2-3-32	029-231-2283
	土浦		2	35	14	51	300-0812	茨城県土浦市小松1-3-33 ハトリビル1・2階	029-825-1170
	下館		2	33	10	45	308-8520	茨城県筑西市菅谷1720	0296-25-0829
	日立		2	28	3	33	317-0073	茨城県日立市幸町2-10-22	0294-24-2194
栃木	宇都宮東		2	84	9	95	321-8501	栃木県宇都宮市元今泉6-6-13	028-683-3211
	宇都宮西		2	95	3	100	320-8555	栃木県宇都宮市下戸祭2-10-20	028-622-4281
	大田原		2	48	4	54	324-8540	栃木県大田原市本町1-2695-22	0287-22-6311
	栃木		2	136	7	145	328-8533	栃木県栃木市城内町1-2-12	0282-22-4131
	今市		2	67	2	71	321-1293	栃木県日光市中央町17-3	0288-88-0082
群馬	前橋		2	43	3	48	371-0033	群馬県前橋市国領町2-19-12	027-231-1719
	桐生		2	19	2	23	376-0023	群馬県桐生市錦町2-11-19	0277-44-2311
	高崎		2	15	9	26	370-8567	群馬県高崎市栄町10-1	027-322-4299
	渋川		2	11	14	27	377-8588	群馬県渋川市石原143-7	0279-22-1614
	太田		2	16	7	25	373-8642	群馬県太田市小舞木町262	0276-49-3716
埼玉	浦和		2	38	8	48	330-8580	埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-5-1	048-831-1638
	浦和	川口分室	1	0		1	332-0012	埼玉県川口市本町4-1-8川口センタービル13F	048-227-2362
	大宮		2	43	10	55	331-9577	埼玉県さいたま市北区宮原町4-19-9	048-652-3399
	熊谷		2	19	10	31	360-8585	埼玉県熊谷市桜木町1-93	048-522-5012
	熊谷	加須分室	1	0		1	347-0009	埼玉県加須市三俣2-1-1 加須市役所2階	0480-62-8061
	川越		2	52	19	73	350-1196	埼玉県川越市脇田本町8-1 U-PLACE5階	049-242-2657
	所沢		2	23	6	31	359-8505	埼玉県所沢市上安松1152-1	04-2998-0170
	春日部		2	98	9	109	344-8561	埼玉県春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4・6階	048-737-7112
	越谷		2	71	5	78	343-8585	埼玉県越谷市弥生町16-1 越谷ツインシティ Bシティ3階	048-960-1190
	秩父		2	38	6	46	368-8585	埼玉県秩父市上野町13-28	0494-27-6560
新潟	新潟東		2	22	7	31	950-8552	新潟県新潟市中央区新光町1-16	025-283-1013
	新潟西		2	22	5	29	951-8558	新潟県新潟市中央区西大畑町5191-15	025-225-3008
	長岡		2	19	4	25	940-8540	新潟県長岡市台町2-9-17	0258-88-0006
	上越		2	20	3	25	943-8534	新潟県上越市西城町3-11-19	025-524-4113
	柏崎		2	21	2	25	945-8534	新潟県柏崎市幸町3-28	0257-38-0568
	三条		2	11	6	19	955-8575	新潟県三条市興野3-2-3	0256-32-2820
	新発田		2	18	7	27	957-8540	新潟県新発田市新富町1-1-24	0254-23-2128
	六日町		2	23	4	29	949-6692	新潟県南魚沼市六日町字北沖93-17	025-716-0008
長野	長野南		2	24	4	30	380-0936	長野県長野市岡田町126-10	026-227-1284
	長野北		2	5	11	18	381-8558	長野県長野市吉田3-6-15	026-244-4100
	岡谷		2	13	6	21	394-8665	長野県岡谷市中央町1-8-7	0266-23-3661
	伊那		2	19	8	29	396-8601	長野県伊那市山寺1499-3	0265-76-2301
	飯田		2	21	14	37	395-8655	長野県飯田市宮の前4381-3	0265-22-3641
	松本		2	24	19	45	390-8702	長野県松本市鎌田2-8-37	0263-25-8100
	小諸		2	25	15	42	384-8605	長野県小諸市田町2-3-5	0267-22-1080

都道府県	年金事務所	分室	冊数				郵便番号	住所	電話番号
			事務 所分	年金 委員分	市区 町村	計			
千葉	千葉		2	74	21	97	260-8503	千葉県千葉市中央区中央港1-17-1	043-242-6320
	千葉	茂原分室	1	0		1	297-0023	千葉県茂原市千代田町1-6 茂原サンヴェルプラザ1階	0475-23-2530
	幕張		2	56	9	67	262-8501	千葉県千葉市花見川区幕張本郷1-4-20	043-212-8621
	船橋		2	20	5	27	273-8577	千葉県船橋市市場4-16-1	047-424-8811
	市川		2	20	3	25	272-8577	千葉県市川市市川1-3-18 京成市川ビル 3階	047-704-1177
	松戸		2	63	5	70	270-8577	千葉県松戸市新松戸1-335-2	047-345-5517
	木更津		2	27	9	38	292-8530	千葉県木更津市新田3-4-31	0438-23-7616
	佐原		2	25	8	35	287-8585	千葉県香取市佐原口2116-1 (※口はカタカナ)	0478-54-1442
	佐原	成田分室	1	0		1	286-0033	千葉県成田市花崎町828-11 スカイトウン成田2階	0476-24-5715
東京	千代田		2	16	1	19	102-8337	東京都千代田区三番町22	03-3265-4381
	中央		2	19	1	22	104-8175	東京都中央区明石町8-1 聖路加タワー1階・16階	03-3543-1411
	港		2	19	10	31	105-8513	東京都港区浜松町1-10-14 住友東新橋ビル3号館	03-5401-3211
	新宿		2	69	1	72	160-8601	東京都新宿区新宿5-9-2 MipLa新宿五丁目ビル(3階～8階)	03-3354-5048
	杉並		2	66	1	69	166-8550	東京都杉並区高円寺南2-54-9	03-3312-1511
	中野		2	42	1	45	164-8656	東京都中野区中野2-4-25	03-3380-6111
	上野		2	16	1	19	110-8660	東京都台東区池之端1-2-18 NDK池之端ビル	03-3824-2511
	文京		2	18	1	21	112-8617	東京都文京区千石1-6-15	03-3945-1141
	墨田		2	20	1	23	130-8586	東京都墨田区立川3-8-12	03-3631-3111
	江東		2	22	1	25	136-8525	東京都江東区亀戸5-16-9	03-3683-1231
	江戸川		2	17	1	20	132-8502	東京都江戸川区中央3-4-24	03-3652-5106
	品川		2	19	1	22	141-8572	東京都品川区大崎5-1-5 高德ビル2階	03-3494-7831
	大田		2	37	1	40	144-8530	東京都大田区南蒲田2-16-1 テクノポートカマタセンタービル3階	03-3733-4141
	渋谷		2	23	1	26	150-8334	東京都渋谷区神南1-12-1	03-3462-1241
	目黒		2	18	1	21	153-8905	東京都目黒区上目黒1-12-4	03-3770-6421
	世田谷		2	35	1	38	154-8512	東京都世田谷区世田谷1-30-12	03-6844-3871
	池袋		2	38	1	41	171-8567	東京都豊島区南池袋1-10-13 荒井ビル3・4階	03-3988-6011
	北		2	40	1	43	114-8567	東京都北区上十条1-1-10	03-3905-1011
	板橋		2	45	1	48	173-8608	東京都板橋区板橋1-47-4	03-3962-1481
	練馬		2	59	1	62	177-8510	東京都練馬区石神井町4-27-37	03-3904-5491
	足立		2	68	1	71	120-8580	東京都足立区綾瀬2-17-9	03-3604-0111
	荒川		2	25	1	28	116-8904	東京都荒川区東尾久5-11-6	03-3800-9151
	葛飾		2	46	1	49	124-8512	東京都葛飾区立石3-7-3	03-3695-2181
	立川		2	27	8	37	190-8580	東京都立川市錦町2-12-10	042-523-0352
	青梅		2	35	8	45	198-8525	東京都青梅市新町3-3-1 宇源ビル3・4階	0428-30-3410
	八王子		2	25	2	29	192-8506	東京都八王子市南新町4-1	042-626-3511
	武蔵野		2	20	7	29	180-8621	東京都武蔵野市吉祥寺北町4-12-18	0422-56-1411
	府中		2	27	5	34	183-8505	東京都府中市府中町2-12-2	042-361-1011

都道府県	年金事務所	分室	冊数				郵便番号	住所	電話番号
			事務 所分	年金 委員分	市区 町村	計			
神奈川県	鶴見		2	26	2	30	230-8555	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-33-5 TG鶴見ビル2・4階	045-521-2641
	港北		2	35	4	41	222-8555	神奈川県横浜市港北区大豆戸町515	045-546-8888
	港北	青葉台分室	1	0		1	227-0055	神奈川県横浜市青葉区つつじが丘36-10 第8進栄ビル1階	045-981-8211
	横浜中		2	39	3	44	231-0012	神奈川県横浜市西区みなとみらい 3-3-1 KDX横浜みなとみらいタワー6階	045-641-7501
	横浜西		2	30	6	38	244-8580	神奈川県横浜市戸塚区川上町87-1 ウエルストン1ビル2階	045-820-6655
	横浜南		2	84	4	90	232-8585	神奈川県横浜市南区宿町2-51	045-742-5511
	川崎		2	31	3	36	210-8510	神奈川県川崎市川崎区宮前町12-17	044-233-0181
	高津		2	31	5	38	213-8567	神奈川県川崎市高津区久本1-3-2	044-888-0111
	平塚		2	58	5	65	254-8563	神奈川県平塚市八重咲町8-2	0463-22-1515
	厚木		2	23	6	31	243-8688	神奈川県厚木市栄町1-10-3	046-223-7171
	相模原		2	37	5	44	252-0388	神奈川県相模原市南区相模大野6-6-6	042-745-8101
	相模原	相模原中央 分室	1	0		1	252-0231	神奈川県相模原市中央区相模原6-22-9 朝日相模原ビル1階	042-753-1553
	小田原		2	37	10	49	250-8585	神奈川県小田原市浜町1-1-47	0465-22-1391
	横須賀		2	41	4	47	238-8555	神奈川県横須賀市米が浜通1-4 Flos横須賀	046-827-1251
	藤沢		2	53	4	59	251-8586	神奈川県藤沢市藤沢1018	0466-50-1151
山梨県	甲府		2	42	4	48	400-8565	山梨県甲府市塩部1-3-12	055-252-1431
	竜王		2	26	11	39	400-0195	山梨県甲斐市名取347-3	055-278-1100
	大月		2	19	12	33	401-8501	山梨県大月市大月町花咲1602-1	0554-22-3811
富山県	富山		2	35	1	38	930-8571	富山県富山市牛島新町7-1	076-441-3926
	高岡		2	25	3	30	933-8585	富山県高岡市中川園町11-20	0766-21-4180
	魚津		2	22	8	32	937-8503	富山県魚津市本江1683-7	0765-24-5153
	砺波		2	16	3	21	939-1397	富山県砺波市豊町2-2-12	0763-33-1725
石川県	金沢南		2	23	2	27	921-8516	石川県金沢市泉が丘2-1-18	076-245-2311
	金沢北		2	26	4	32	920-8691	石川県金沢市三社町1-43	076-233-2021
	小松		2	26	4	32	923-8585	石川県小松市小馬出町3-1	0761-24-1791
	七尾		2	32	9	43	926-8511	石川県七尾市藤橋町西部22-3	0767-53-6511
岐阜県	岐阜南		2	20	4	26	500-8381	岐阜県岐阜市市橋2-1-15	058-273-6161
	岐阜北		2	34	5	41	502-8502	岐阜県岐阜市大福町3-10-1	058-294-6364
	多治見		2	20	5	27	507-8709	岐阜県多治見市小田町4-8-3	0572-22-0255
	大垣		2	22	11	35	503-8555	岐阜県大垣市八島町114-2	0584-78-5166
	美濃加茂		2	19	13	34	505-8601	岐阜県美濃加茂市太田町2910-9	0574-25-8181
	高山		2	20	4	26	506-8501	岐阜県高山市花岡町3-6-12	0577-32-6111
静岡県	静岡		2	35	3	40	422-8668	静岡県静岡市駿河区中田2-7-5	054-203-3707
	清水		2	23	1	26	424-8691	静岡県静岡市清水区巴町4-1	054-353-2233
	浜松東		2	19	4	25	435-0013	静岡県浜松市中央区天龍川町188	053-421-0192
	浜松西		2	20	6	28	432-8015	静岡県浜松市中央区高町302-1	053-456-8511
	沼津		2	19	6	27	410-0032	静岡県沼津市日の出町1-40	055-921-2201
	三島		2	18	12	32	411-8660	静岡県三島市寿町9-44	055-973-1166
	島田		2	20	6	28	427-8666	静岡県島田市柳町1-1	0547-36-2211
	掛川		2	32	5	39	436-8653	静岡県掛川市久保1-19-8	0537-21-5524
	富士		2	32	2	36	416-8654	静岡県富士市横割3-5-33	0545-61-1900

都道府県	年金事務所	分室	冊数				郵便番号	住所	電話番号
			事務 所分	年金 委員分	市区 町村	計			
愛知	大曾根		2	17	5	24	461-8685	愛知県名古屋市東区東大曾根町28-1	052-935-3344
	中村		2	13	8	23	453-8653	愛知県名古屋市中村区太閤1-19-46	052-453-7200
	鶴舞		2	15	1	18	460-0014	愛知県名古屋市中区富士見町2-13	052-323-2553
	熱田		2	18	3	23	456-8567	愛知県名古屋市熱田区伝馬2-3-19	052-671-7263
	笠寺		2	16	5	23	457-8605	愛知県名古屋南区柵下町3-21	052-822-2512
	昭和		2	12	4	18	466-8567	愛知県名古屋市昭和区桜山町5-99-6 桜山駅前ビル	052-853-1463
	名古屋西		2	16	4	22	451-8558	愛知県名古屋市区城西1-6-16	052-524-6855
	名古屋北		2	24	3	29	462-8666	愛知県名古屋市区清水5-6-25	052-912-1213
	豊橋		2	32	3	37	441-8603	愛知県豊橋市菰口町3-96	0532-33-4111
	岡崎		2	16	2	20	444-8607	愛知県岡崎市朝日町3-9	0564-23-2637
	一宮		2	22	7	31	491-8503	愛知県一宮市新生4-7-13	0586-45-1418
	瀬戸		2	11	3	16	489-8686	愛知県瀬戸市共栄通4-6	0561-83-2412
	半田		2	25	10	37	475-8601	愛知県半田市西新町1-1	0569-21-2375
	豊川		2	23	5	30	442-8605	愛知県豊川市金屋町32	0533-89-4042
	刈谷		2	21	6	29	448-8662	愛知県刈谷市寿町1-401	0566-21-2110
	豊田		2	32	2	36	471-8602	愛知県豊田市神明町3-33-2	0565-33-1123
三重	津		2	43	5	50	514-8522	三重県津市桜橋3-446-33	059-228-9112
	四日市		2	32	8	42	510-8543	三重県四日市市十七軒町17-23	059-353-5515
	松阪		2	19	4	25	515-8973	三重県松阪市宮町17-3	0598-51-5115
	伊勢		2	26	7	35	516-8522	三重県伊勢市宮後3-5-33	0596-27-3601
	尾鷲		2	15	5	22	519-3692	三重県尾鷲市林町2-23	0597-22-2340
福井	福井		2	41	6	49	910-8506	福井県福井市手寄2-1-34	0776-23-4518
	武生		2	28	5	35	915-0883	福井県越前市新町5-2-11	0778-23-1126
	敦賀		2	19	6	27	914-8580	福井県敦賀市東洋町5-54	0770-23-9904
滋賀	大津		2	44	2	48	520-0806	滋賀県大津市打出浜13-5	077-521-1126
	草津		2	54	9	65	525-0025	滋賀県草津市西洪川1-16-35	077-567-2262
	彦根		2	37	8	47	522-8540	滋賀県彦根市外町169-6	0749-23-1112
京都	上京		2	31	3	36	603-8522	京都府京都市北区小山西花池町1-1 サンシャインビル2・3階	075-415-1165
	舞鶴		2	19	7	28	624-8555	京都府舞鶴市南田辺50-8	0773-78-1165
	中京		2	20	3	25	604-0902	京都府京都市中京区土手町通竹屋町下ル鉾田町287	075-251-1165
	下京		2	19	2	23	600-8154	京都府京都市下京区間之町通下珠数屋町上ル榎木町308	075-341-1165
	京都南		2	33	14	49	612-8558	京都府京都市伏見区竹田七瀬川町8-1	075-644-1165
	京都西		2	39	8	49	615-8511	京都府京都市右京区西京極南大入町81	075-323-1170

都道府県	年金事務所	分室	冊数				郵便番号	住所	電話番号
			事務 所分	年金 委員分	市区 町村	計			
大阪	天満		2	17	1	20	530-0041	大阪府大阪市北区天神橋4-1-15	06-6356-5511
	福島		2	12	2	16	553-8585	大阪府大阪市福島区福島8-12-6	06-6458-1855
	大手前		2	15	3	20	541-0053	大阪府大阪市中央区本町4-3-9 本町サンケイビル10・11階	06-6271-7301
	堀江		2	13	2	17	550-0014	大阪府大阪市西区北堀江3-10-1	06-6531-5241
	市岡		2	7	2	11	552-0003	大阪府大阪市港区磯路3-25-17	06-6571-5031
	天王寺		2	25	11	38	543-8588	大阪府大阪市天王寺区悲田院町7-6	06-6772-7531
	平野		2	18	2	22	547-8588	大阪府大阪市平野区喜連西6-2-78	06-6705-0331
	難波		2	3	1	6	556-8585	大阪府大阪市浪速区敷津東1-6-16	06-6633-1231
	玉出		2	17	3	22	559-8560	大阪府大阪市住之江区新北島1-2-1 オスカードリウム4階	06-6682-3311
	淀川		2	16	2	20	532-8540	大阪府大阪市淀川区西中島4-1-1 日清食品ビル2・3階	06-6305-1881
	今里		2	11	2	15	537-0014	大阪府大阪市東成区大今里西2-1-8	06-6972-0161
	城東		2	10	3	15	536-8511	大阪府大阪市城東区中央1-8-19	06-6932-1161
	貝塚		2	9	8	19	597-8686	大阪府貝塚市海塚2-8-3	072-431-1122
	堺東		2	18	8	28	590-0078	大阪府堺市堺区南瓦町2-23	072-238-5101
	堺西		2	15	4	21	592-8333	大阪府堺市西区浜寺石津町西4-2-18	072-243-7900
	東大阪		2	12	1	15	577-8554	大阪府東大阪市永和1-15-14	06-6722-6001
	八尾		2	14	2	18	581-8501	大阪府八尾市桜ヶ丘1-65	072-996-7711
	吹田		2	17	5	24	564-8564	大阪府吹田市片山町2-1-18	06-6821-2401
	豊中		2	33	5	40	560-8560	大阪府豊中市岡上の町4-3-40	06-6848-6831
	守口		2	10	3	15	570-0083	大阪府守口市京阪本通2-5-5 守口市役所内7階	06-6992-3031
	枚方		2	16	4	22	573-1191	大阪府枚方市新町2-2-8	072-846-5011
兵庫	三宮		2	16	2	20	650-0033	兵庫県神戸市中央区江戸町93 栄光ビル3・4階	078-332-5793
	須磨		2	36	4	42	654-0047	兵庫県神戸市須磨区磯馴町4-2-12	078-731-4797
	東灘		2	20	2	24	658-0053	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町1-11-17	078-811-8475
	兵庫		2	19	2	23	652-0898	兵庫県神戸市兵庫区駅前通1-3-1	078-577-0294
	姫路		2	38	11	51	670-0947	兵庫県姫路市北条1-250	079-224-6382
	尼崎		2	45	4	51	660-0892	兵庫県尼崎市東難波町2-17-55	06-6482-4591
	明石		2	33	7	42	673-8512	兵庫県明石市鷹匠町12-12	078-912-4983
	西宮		2	47	6	55	663-8567	兵庫県西宮市津門大塚町8-26	0798-33-2944
	豊岡		2	23	5	30	668-0021	兵庫県豊岡市泉町4-20	0796-22-0948
	加古川		2	34	7	43	675-0031	兵庫県加古川市加古川町北在家2602	079-427-4740
奈良	奈良		2	54	7	63	630-8512	奈良県奈良市芝辻町4-9-4	0742-35-1371
	大和高田		2	40	19	61	635-8531	奈良県大和高田市幸町5-11	0745-22-3531
	桜井		2	28	13	43	633-8501	奈良県桜井市大字谷88-1	0744-42-0033
和歌山	和歌山東		2	30	7	39	640-8541	和歌山県和歌山市太田3-3-9	073-474-1841
	和歌山西		2	19	6	27	641-0035	和歌山県和歌山市関戸2-1-43	073-447-1660
	田辺		2	76	17	95	646-8555	和歌山県田辺市朝日ヶ丘24-8	0739-24-0432
	田辺	新宮分室	1	0		1	647-0016	和歌山県新宮市谷王子町456-1 亀屋ビル1階	0735-22-8441
鳥取	鳥取		2	32	5	39	680-0846	鳥取県鳥取市扇町176	0857-27-8311
	倉吉		2	24	5	31	682-0023	鳥取県倉吉市山根619-1	0858-26-5311
	米子		2	33	9	44	683-0805	鳥取県米子市西福原2-1-34	0859-34-6111
島根	松江		2	40	8	50	690-8511	島根県松江市東朝日町107	0852-23-9540
	出雲		2	33	3	38	693-0021	島根県出雲市塩冶町1516-2	0853-24-0045
	浜田		2	22	8	32	697-0017	島根県浜田市原井町908-26	0855-22-0670

都道府県	年金事務所	分室	冊数				郵便番号	住所	電話番号
			事務 所分	年金 委員分	市区 町村	計			
岡山	岡山東		2	20	4	26	703-8533	岡山県岡山市中区国富228	086-270-7925
	岡山西		2	111	6	119	700-8572	岡山県岡山市北区昭和町12-7	086-214-2163
	倉敷東		2	56	3	61	710-8567	岡山県倉敷市老松町3-14-22	086-423-6150
	倉敷西		2	23	5	30	713-8555	岡山県倉敷市玉島1952-1	086-523-6395
	津山		2	33	10	45	708-8504	岡山県津山市田町112-5	0868-31-2360
	高梁		2	15	3	20	716-8668	岡山県高梁市旭町1393-5	0866-21-0570
広島	広島東		2	58	4	64	730-8515	広島県広島市中区基町1-27	082-228-3131
	広島西		2	53	6	61	733-0833	広島県広島市西区商工センター2-6-1 NTTコムウェア広島ビル1階	082-535-1505
	広島南		2	40	8	50	734-0007	広島県広島市南区皆実町1-4-35	082-253-7710
	福山		2	61	1	64	720-8533	広島県福山市旭町1-6	084-924-2181
	呉		2	50	3	55	737-8511	広島県呉市宝町2-11	0823-22-1691
	呉	東広島分室	1	0		1	739-0015	広島県東広島市西条栄町10-27 栄町ビル1階	082-493-6301
	三原		2	37	4	43	723-8510	広島県三原市円一町2-4-2	0848-63-4111
	三次		2	22	3	27	728-8555	広島県三次市十日市東3-16-8	0824-62-3107
	備後府中		2	12	2	16	726-0005	広島県府中市府中町736-2	0847-41-7421
山口	山口		2	61	2	65	753-8651	山口県山口市吉敷下東1-8-8	083-922-5660
	下関		2	31	1	34	750-8607	山口県下関市上新地町3-4-5	083-222-5587
	徳山		2	39	6	47	745-8666	山口県周南市新宿通5-1-8	0834-31-2152
	宇部		2	40	3	45	755-0027	山口県宇部市港町一丁目3番7号	0836-33-7111
	岩国		2	25	4	31	740-8686	山口県岩国市立石町1-8-7	0827-24-2222
	萩		2	24	3	29	758-8570	山口県萩市江向323-1	0838-24-2158
徳島	徳島南		2	19	9	30	770-8054	徳島県徳島市山城西4-45	088-652-1511
	徳島北		2	37	11	50	770-8522	徳島県徳島市佐古三番町12-8	088-655-0200
	阿波半田		2	20	4	26	779-4193	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字馬出50-2	0883-62-5350
香川	高松東		2	23	5	30	760-8543	香川県高松市塩上町3-11-1	087-861-3866
	高松西		2	80	5	87	760-8553	香川県高松市錦町2-3-3	087-822-2840
	善通寺		2	30	7	39	765-8601	香川県善通寺市文京町2-9-1	0877-62-1662
愛媛	松山東		2	53	3	58	790-0952	愛媛県松山市朝生田町1-1-23	089-946-2146
	松山西		2	21	5	28	790-8512	愛媛県松山市南江戸3-4-8	089-925-5105
	新居浜		2	23	3	28	792-8686	愛媛県新居浜市庄内町1-9-7	0897-35-1300
	今治		2	22	2	26	794-8515	愛媛県今治市別宮町6-4-5	0898-32-6141
	宇和島		2	22	7	31	798-8603	愛媛県宇和島市天神町4-43	0895-22-5440
高知	高知東		2	12	3	17	781-9556	高知県高知市棧橋通4-13-3	088-831-4430
	高知西		2	11	11	24	780-8530	高知県高知市旭町3-70-1	088-875-1717
	南国		2	20	14	36	783-8507	高知県南国市大埴甲1214-6	088-864-1111
	幡多		2	16	6	24	787-8790	高知県四万十市中村東町2-4-10	0880-34-1616

都道府県	年金事務所	分室	冊数				郵便番号	住所	電話番号
			事務 所分	年金 委員分	市区 町村	計			
福岡	東福岡		2	22	11	35	812-8657	福岡県福岡市東区馬出3-12-32	092-651-7967
	博多		2	17	1	20	812-8540	福岡県福岡市博多区博多駅東3-14-1 T-Building HAKATA EAST4・5階	092-474-0012
	中福岡		2	19	2	23	810-8668	福岡県福岡市中央区大手門2-8-25	092-751-1232
	西福岡		2	24	4	30	819-8502	福岡県福岡市西区内浜1-3-7	092-883-9962
	南福岡		2	26	9	37	815-8558	福岡県福岡市南区塩原3-1-27	092-552-6112
	久留米		2	23	9	34	830-8501	福岡県久留米市諏訪野町2401	0942-33-6192
	小倉南		2	8	8	18	800-0294	福岡県北九州市小倉南区下曾根1-8-6	093-471-8873
	小倉北		2	13	3	18	803-8588	福岡県北九州市小倉北区大手町13-3	093-583-8340
	直方		2	25	15	42	822-8555	福岡県直方市知古1-8-1	0949-22-0891
	八幡		2	24	9	35	806-8555	福岡県北九州市八幡西区岸の浦1-5-5	093-631-7962
	大牟田		2	22	3	27	836-8501	福岡県大牟田市大正町6-2-10	0944-52-5294
佐賀	佐賀		2	45	9	56	849-8503	佐賀県佐賀市八丁畷町1-32	0952-31-4191
	唐津		2	27	3	32	847-8501	佐賀県唐津市千代田町2565	0955-72-5161
	武雄		2	21	8	31	843-8588	佐賀県武雄市武雄町大字昭和43-6	0954-23-0121
長崎	長崎南		2	38	3	43	850-8533	長崎県長崎市金屋町3-1	095-825-8701
	長崎北		2	16	5	23	852-8502	長崎県長崎市稲佐町4-22	095-861-1354
	佐世保		2	29	5	36	857-8571	長崎県佐世保市稲荷町2-37	0956-34-1189
	諫早		2	23	8	33	854-8540	長崎県諫早市栄田町47-39	0957-25-1662
熊本	熊本東		2	24	15	41	862-0901	熊本県熊本市東区東町4-6-41	096-367-2503
	熊本西		2	51	11	64	860-8534	熊本県熊本市中央区千葉城町2-37	096-353-0142
	八代		2	39	15	56	866-8503	熊本県八代市萩原町2-11-41	0965-35-6123
	本渡		2	20	3	25	863-0033	熊本県天草市東町2-21	0969-24-2112
	玉名		2	19	6	27	865-8585	熊本県玉名市松木11-4	0968-74-1612
大分	大分		2	34	4	40	870-0997	大分県大分市東津留2-18-15	097-552-1211
	日田		2	13	3	18	877-8585	大分県日田市淡窓1丁目2番75号	0973-22-6174
	別府		2	23	8	33	874-8555	大分県別府市西野口町2-41	0977-22-5111
	佐伯		2	16	3	21	876-0823	大分県佐伯市女島字源六分9029-5	0972-22-1970
宮崎	宮崎		2	40	4	46	880-8588	宮崎県宮崎市天満2-4-23	0985-52-2111
	高鍋		2	17	7	26	884-0004	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5105-1	0983-23-5111
	延岡		2	31	9	42	882-8503	宮崎県延岡市大貫町1-2978-2	0982-21-5424
	都城		2	24	6	32	885-8501	宮崎県都城市一万城町71-1	0986-23-2571
鹿児島	鹿児島南		2	155	4	161	890-8533	鹿児島県鹿児島市鴨池新町5-25	099-251-3111
	鹿児島北		2	47	8	57	892-8577	鹿児島県鹿児島市住吉町6-8	099-225-5311
	川内		2	26	6	34	895-0012	鹿児島県薩摩川内市平佐町2223	0996-22-5276
	加治木		2	17	4	23	899-5292	鹿児島県姶良市加治木町諏訪町113	0995-62-3511
	鹿屋		2	18	9	29	893-0014	鹿児島県鹿屋市寿3-8-19	0994-42-5121
	奄美大島		2	21	12	35	894-0035	鹿児島県奄美市名瀬塩浜町3-1	0997-52-4341
沖縄	那覇		2	28	11	41	900-0025	沖縄県那覇市壺川2-3-9	098-855-1111
	浦添		2	15	5	22	901-2121	沖縄県浦添市内間3-3-25	098-877-0343
	コザ		2	22	8	32	904-0021	沖縄県沖縄市胡屋2-2-52	098-933-2267
	名護		2	15	12	29	905-0021	沖縄県名護市東江1-9-19	0980-52-2522
	平良		2	15	2	19	906-0013	沖縄県宮古島市平良字下里791	0980-72-3650
	石垣		2	14	3	19	907-0004	沖縄県石垣市登野城55-3	0980-82-9211
合計			632	9,349	1,917	11,898			

アニュアルレポート送付一覧(街角の年金相談センター)

※最新の郵便番号、住所、電話番号、数量については、契約締結後、連絡します。

都道府県	街角の年金相談センター	冊数	郵便番号	住所	電話番号
北海道	札幌駅前	1	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西2-1 札幌時計台ビル4階	011-221-2250
	麻生	1	001-0038	北海道札幌市北区北38条西4丁目1-8	011-708-7087
青森	青森	1	030-0802	青森県青森市本町1-3-9ニッセイ青森本町ビル10階	017-735-5228
岩手	盛岡	1	020-0022	岩手県盛岡市大通3-3-10七十七日生盛岡ビル4階	019-626-4102
宮城	仙台	1	980-0803	宮城県仙台市青葉区国分町3-6-1仙台パークビル2階	022-262-5527
秋田	秋田	1	010-8506	秋田県秋田市東通仲町4-1 秋田拠点センターALVE2階	018-834-5512
山形	酒田	1	998-0044	山形県酒田市中町1-13-8	0234-22-4554
福島	福島	1	960-8131	福島県福島市北五老内町7-5i・s・M37(イズム37)2階	024-531-3838
茨城	水戸	1	310-0021	茨城県水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル1階	029-231-6541
	土浦	1	300-0037	茨城県土浦市桜町1-16-12 リーガル土浦ビル3階	029-825-2300
群馬	前橋	1	379-2147	群馬県前橋市亀里町1310 群馬県JAビル3階	027-265-0023
埼玉	大宮	1	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-287大宮西口大栄ビル3F	048-647-6721
	草加	1	340-0022	埼玉県草加市瀬崎1-9-1谷塚コリーナ2F	048-920-7922
	川越	1	350-1123	埼玉県川越市脇田本町16-23川越駅前ビル8階	049-291-2820
新潟	新潟	1	950-0087	新潟県新潟市中央区東大通2-3-26プレイス新潟6階	025-244-9246
長野	長野	1	380-0935	長野県長野市中御所45-1山王ビル1階	026-226-8580
	上田	1	386-0025	長野県上田市天神1-8-1上田駅前ビルパレオ6階	0268-25-4425
千葉	千葉	1	260-0027	千葉県千葉市中央区新田町4-22サンライトビル1階	043-241-1165
	船橋	1	273-0005	千葉県船橋市本町1-3-1フェイスビル7階	047-424-7091
	柏	1	277-0005	千葉県柏市柏4-8-1柏東口金子ビル1階	04-7160-3111
	市川	1	272-0034	千葉県市川市市川1-7-6愛愛ビル3階	047-329-3301
東京	新宿	1	160-0023	東京都新宿区西新宿1-7-1松岡セントラルビル8階	03-3343-5171
	町田	1	194-0021	東京都町田市中町1-2-4日新町田ビル5階	042-720-2101
	立川	1	190-0012	東京都立川市曙町2-7-16鈴春ビル6階	042-521-1652
	国分寺	1	185-0021	東京都国分寺市南町2-1-31青木ビル2階	042-359-8451
	大森	1	143-0023	東京都大田区山王2-8-26東辰ビル5階	03-3771-6621
	江東	1	136-0071	東京都江東区亀戸2-22-17日本生命亀戸ビル5F	03-5628-3681
	江戸川	1	132-0024	東京都江戸川区一之江8-14-1交通会館一之江ビル3階	03-5663-7527
	練馬	1	178-0063	東京都練馬区東大泉6-52-1WICSビル1階	03-5947-5670
	足立	1	120-0005	東京都足立区綾瀬2-24-1ロイヤルアヤセ2階	03-5650-5200
	八王子	1	192-0081	東京都八王子市横山町22-1エフ・ティービル八王子3階	042-631-5370
	武蔵野	1	180-0006	東京都武蔵野市中町1-6-4三鷹山田ビル3階	0422-50-0475
神奈川	横浜	1	220-0011	神奈川県横浜市西区高島2-19-12スカイビル18階	045-451-5712
	戸塚	1	244-0816	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町498-11第5吉本ビル3階	045-861-7744
	溝ノ口	1	213-0001	神奈川県川崎市高津区溝口1-3-1ノクティプラザ1 10階	044-850-2133
	相模大野	1	252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野3-8-1小田急相模大野ステーションスクエア1階	042-701-8515
	新横浜	1	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10楓第2ビル3階	045-471-5300
	厚木	1	243-0018	神奈川県厚木市中町3-11-18Flos厚木6階	046-297-3481
	藤沢	1	251-0052	神奈川県藤沢市藤沢496藤沢森井ビル 6階	0466-55-2280
富山	富山	1	930-0010	富山県富山市稲荷元町2-11-1アピアショッピングセンター2階	076-444-1165
石川	金沢	1	920-0804	石川県金沢市鳴和1-17-30	076-253-2222
岐阜	岐阜	1	500-8891	岐阜県岐阜市香蘭2-23オーキッドパーク西棟3階	058-254-8555

都道府県	街角の年金相談センター	冊数	郵便番号	住所	電話番号
静岡	静岡	1	422-8067	静岡県静岡市駿河区南町18-1サウスポット静岡2階	054-288-1611
	沼津	1	410-0801	静岡県沼津市大手町3-8-23ニッセイスタービル4階	055-954-1321
	浜松	1	435-0044	静岡県浜松市東区西塚町200サーラプラザ浜松5階	053-465-2360
愛知	栄	1	460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-2-29 JRE名古屋広小路プレイス8階	052-242-2340
	名古屋	1	453-0015	愛知県名古屋市中村区椿町1-16井門名古屋ビル2階	052-453-0061
三重	津	1	514-0036	三重県津市丸之内養正町4-1丸之内三重ビル1階	059-224-8612
福井	福井	1	910-0858	福井県福井市手寄1-4-1アオッサ(AOSSA)2階	0776-26-6070
滋賀	草津	1	525-0026	滋賀県草津市渋川1-1-50近鉄百貨店草津店5階	077-564-4311
京都	宇治	1	611-0031	京都府宇治市広野町西裏54-2	0774-43-1511
	京都	1	615-8073	京都府京都市西京区桂野里町17ミュ-阪急桂(EAST)5階	075-382-2606
大阪	天王寺	1	543-0054	大阪府大阪市天王寺区南河堀町10-17 天王寺北NKビル2階	06-6779-0651
	吹田	1	564-0082	大阪府吹田市片山町1-3-1メロード吹田2番館10階	06-6369-4800
	堺東	1	590-0077	大阪府堺市堺区中瓦町1-1-21堺東八幸ビル7階	072-238-7661
	なかもず	1	591-8025	大阪府堺市北区長曽根町130-23堺商工会議所会館1階	072-258-4701
	枚方	1	573-0032	大阪府枚方市岡東町5-23アーバンエース枚方ビル2階	072-843-6646
	城東	1	536-0005	大阪府大阪市城東区中央1-8-24東洋プラザ蒲生ビル1階	06-6930-5601
	東大阪	1	577-0809	大阪府東大阪市永和1-18-12NTT西日本東大阪ビル1階	06-6736-6571
	豊中	1	560-0021	大阪府豊中市本町1-1-3豊中高架下店舗南ブロック1階	06-6844-8391
兵庫	北須磨	1	654-0154	兵庫県神戸市須磨区中落合2-2-5名谷センタービル7階	078-795-3455
	尼崎	1	661-0012	兵庫県尼崎市南塚口町2-1-2-208塚口さんさんタウン2番館2階	06-6424-2884
	姫路	1	670-0961	兵庫県姫路市南畝町2-53ネオオフィス姫路南1階	079-221-5127
	西宮	1	663-8035	兵庫県西宮市北口町1-2アクタ西宮東館1階	0798-69-0030
奈良	奈良	1	630-8115	奈良県奈良市大宮町4-281新大宮センタービル1階	0742-36-6501
和歌山	和歌山	1	640-8331	和歌山県和歌山市美園町3-32-1損保ジャパン和歌山ビル1階	073-424-5603
岡山	岡山	1	700-0032	岡山県岡山市北区昭和町4-55	086-251-0052
広島	広島	1	730-0015	広島県広島市中区橋本町10-10広島インテスビル1階	082-227-1391
	福山	1	720-0065	広島県福山市東桜町1-21エストパルク6階	084-926-7951
山口	防府	1	747-0035	山口県防府市栄町1-5-1 ルルサス防府2階	0835-25-7830
徳島	徳島	1	770-0841	徳島県徳島市八百屋町2-11ニッセイ徳島ビル8階	088-657-3081
香川	高松	1	760-0028	香川県高松市鍛冶屋町3香川三友ビル5階	087-811-6020
愛媛	松山	1	790-0005	愛媛県松山市花園町1-3日本生命松山市駅前ビル 5階	089-931-6120
福岡	北九州	1	806-0036	福岡県北九州市八幡西区西曲里町2-1黒崎テクノプラザⅠ 1階	093-645-6200
長崎	長崎	1	852-8135	長崎県長崎市千歳町2-6いわさきビル5階	095-842-5121
佐賀	鳥栖	1	841-0052	佐賀県鳥栖市宿町1118 鳥栖市役所南別館1階	0942-82-0222
熊本	熊本	1	860-0806	熊本県熊本市中央区花畑町4-1太陽生命熊本第2ビル3階	096-206-2444
大分	中津	1	871-0058	大分県中津市豊田町14-3中津市役所別棟2階	0979-22-6311
宮崎	宮崎	1	880-0902	宮崎県宮崎市大淀4-6-28宮交シティ2階	0985-63-1066
鹿児島	鹿児島	1	892-0825	鹿児島県鹿児島市大黒町2-11南星いづろビル6階	099-225-0131
合計		80			

アニュアルレポート発送一覧(事務センター)

※最新の郵便番号、住所、電話番号、数量については、契約締結後、連絡します。

都道府県	事務センター	冊数	郵便番号	住所	電話番号
北海道	北海道	1	-	北海道札幌市白石区東札幌	-
宮城	仙台広域	1	-	宮城県仙台市青葉区中央	-
群馬	高崎広域	1	-	群馬県高崎市宮元町	-
埼玉	埼玉広域	1	-	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷	-
東京	東京広域	1	-	東京都江東区有明	-
神奈川	神奈川	1	-	神奈川県横浜市西区北幸	-
石川	金沢広域	1	-	石川県金沢市香林坊	-
愛知	名古屋広域	1	-	愛知県名古屋市中区錦	-
京都	京都	1	-	京都府京都市下京区大宮通四条下ル四条大宮町	-
大阪	大阪広域	1	-	大阪府大阪市中央区久太郎町	-
兵庫	兵庫	1	-	兵庫県神戸市中央区脇浜町	-
岡山	岡山広域	1	-	岡山県岡山市北区新屋敷町	-
広島	広島広域	1	-	広島県広島市中区中島町	-
香川	高松広域	1	-	香川県高松市番町	-
福岡	福岡広域	1	-	福岡県福岡市博多区榎田	-
合計		15			

業務委託契約書(案)

収入印紙
貼 付

日本年金機構 を甲とし、〇〇〇〇 を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、物品等を甲の指定する場所に納品（搬入の場合も含む。以下同じ。）する等、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 梱包及び発送業務
(小冊子「日本年金機構アニュアルレポート 2025」) 一式
契約金額 〇〇〇〇 円 (うち消費税等額 〇〇〇 円)
契約保証金 全額免除

(総則)

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書、委託要領及び運用仕様書（又は提案書）等当該業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に定める業務を信義に則り誠実に実施し、履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

(法令遵守等)

- 第2条 本契約の履行に当たり、乙は、甲が作成する仕様書等に従い関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、乙の従業員（事業主（法人である場合はその役員）を含む。）で当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置するものとする。
- 2 乙は、当該業務の実施に関し、業務委託員への指導監督と教育指導を行い、業務の趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理しなければならない。
- 3 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

(労働法上の責任)

- 第3条 乙は、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って労務管理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。
- 2 乙は、甲に対し、業務委託員に関し、甲の所有又は占有にかかる建築物、設備、装置、通路等乙が使用を許されているものについて安全又は衛生上の責任を負うとともに、危険・有害のおそれが発見されたときはその旨を直ちに甲に申し出るものとする。

とし、甲乙協議の上、甲又は乙が速やかに措置を行うこととする。

(仕様書等の疑義)

第4条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

- 2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(委託期間等)

第5条 当該業務の委託期間、履行期限及び履行場所は、次のとおりとする。

委託期間：契約締結の日から令和8年9月28日まで

履行期限：仕様書等のおり

履行場所：仕様書等のおり

(情報の取得)

第6条 乙は、当該業務の遂行上、組織的に用いるものとして作成又は取得した文書等について、甲から要求があった場合については、速やかに提出するものとする。

ただし、やむを得ない事情により、乙が作成又は取得した文書等の全部又は一部について、甲に提出できないことを協議し、承認を得た場合については、この限りではない。

(秘密の保持等)

第7条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

- 2 乙は、業務委託員と、個人情報や機密情報の漏えい及び目的外利用を禁じた契約を締結すること（契約終了後及び退職後においても有効である旨が記載されていること。）等により、秘密の保持等のための管理体制を整備するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により締結した契約書等の写しを、当該業務の開始までに甲に提出しなければならない。ただし、乙が個人情報の適切な取扱いを行っている旨の第三者評価として、プライバシーマーク取得事業者又はISO/IEC27001又はJISQ27001認証を取得している場合を除く。
- 4 乙は、不正の利益を得る目的、若しくは甲又は乙に損害を与える目的を持って第1項の規定に違反した者について、就業規則等に従い厳正な処分を行い、その内容を甲に報告しなければならない。

(主体的部分等の再委託の禁止)

第8条 乙は、当該業務の全部又は仕様書等に定める主体的部分（以下「主体的部分」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

(再委託の承認及び変更)

第9条 乙は、やむを得ない事情により当該業務の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、当該第三者の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、当該第三者の履行能力及び報告徴収の方法、個人情報を取り扱う業務にあっては個人情報の管理、その他運営管理の方法等

の詳細を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。乙が甲の承認を得た再委託先を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 甲は、乙が前項に基づいて承認を求める第三者へ再委託することが不適当であると認められるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適当であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更又は再委託の中止を求めることができる。
- 3 乙は、第1項の承認を受けた場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。
- 4 第1項の規定に基づき、第三者に当該業務の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。
- 5 乙は、再委託先による当該業務の更なる第三者への委託をさせてはならない。

（災害時の対応）

- 第10条 乙は、当該業務の実施に際し、火災その他非常事態が発生したときは、甲に協力して、当該業務における甲の損害を最小限にとどめるよう努めなければならない。
- 2 乙は、前項の非常事態が発生した後において、甲に協力して、当該業務が継続的に行えるよう努めなければならない。

（運送中に生じた物品等の滅失・毀損の責任）

- 第11条 乙は、甲に対し、乙及び業務委託員が物品等の受取、引渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、運送中に生じた物品等の滅失又は毀損、及び、物品等の延着について、損害賠償責任を負う。
- 2 当該業務における前項の乙の責任は、甲が乙に対して物品等を引き渡したときをもって発生し、乙がその運送を完了し、第5条に規定する履行場所（納品先）において、その物品等を受領したことを証する書面を乙が受領したときをもって終了する。

（報告）

- 第12条 乙は、仕様書等に定める業務を実施した場合には、仕様書等に示す完了報告書（以下「報告書」という。）を作成し、甲に提出するものとする。

（検査）

- 第13条 乙は、第5条に規定する履行期限までに、前条に規定する報告書を提出し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 検査職員は前条に規定する報告書を受領した日から起算して10日以内（10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。
 - 3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって当該業務を完了したものとする。

(監督)

第14条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

第15条 甲は、乙に対し、随時に当該業務に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。

2 甲又は監督職員は、乙の事務所又は作業場所に立ち入り、当該業務の実施状況及び実施結果について、随時に調査を行うこととし、乙に必要な報告を求めることができるものとする。

3 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して業務遂行上必要な指導を行うことができるものとする。

4 第2項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。

5 前項の規定は、次条第1項の監査について準用する。

6 甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し当該業務に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

(監査)

第16条 乙は、当該業務の実施状況について、甲から、外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。

2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断した場合には、事前に通知することなく立入監査を実施することができるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(事故報告等)

第17条 乙は、当該業務の実施に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 情報セキュリティインシデントが発生したとき。

(2) 個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。

2 乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。

3 乙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する又は違反すると疑われる事象に関する情報、若しくは法令違反通報、内部通報又は外部からの指摘（報道を含む。）等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細について文書により監督職員に報告しなければならない。この場合、報告を受けた監督

職員は必要に応じて指示を行うものとする。

- 4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。
- 6 甲又は監督職員は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合、第15条による調査等及び前条による監査を行うことができる。
- 7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 8 乙は、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJIS Q 27001）の認証が取り消されたときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

（公益通報者の保護）

第18条 甲及び乙は、業務委託員が甲の職員、代理人その他の者について公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、甲若しくは甲があらかじめ定めた者、当該公益通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、甲においては本契約の解除、業務委託員の就業停止その他不利益な取扱いをしてはならず、乙においては当該業務委託員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（対価の支払）

- 第19条 乙は、第13条第1項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に都度請求することができる。
- 2 出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
 - 3 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

（支払遅延損害金）

第20条 出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内に出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第21条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

(特許権等の費用負担)

第22条 当該業務の実施に当たり、第三者の特許権、実用新案権等の使用をするときは、その権利者又は代理者に対する使用料その他の義務は、乙がこれを負うものとする。

(履行不能等の通知)

第23条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(甲の解除権)

第24条 甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙の本契約の履行が契約の内容に適合しない場合において、第37条第1項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が第29条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

- (1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。

- (2) 第5条に規定する履行期限内に仕様書等に定める業務を完了しないとき。
- (3) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
- (4) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
- (6) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (7) 乙又は業務委託員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (8) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。
- (9) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (10) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。
- (11) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- (12) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
- (13) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
- (14) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
- (15) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
- (16) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。
なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
 - イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
 - ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- (17) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。
- (18) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足る相当な理由があるとき。
- (19) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- (20) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
- (21) 乙が、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001）の認定を取り消されたとき又は認定を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
- (22) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。
- (23) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号に定める事由が発生したとき。

- 4 本契約の再委託先において、前項第15号及び第19号から第21号までの状況に至った場合には、甲は、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 甲は、乙から提供される業務の品質が、本契約の締結の際に定められた業務の品質に関する合意に達しない場合で、かつ、その改善が見込めない場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 6 第2項から前項までの規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合には、委託内容が既に履行されているとき、又は返還すべき成果物が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

(違約金)

- 第25条 前条第2項から第5項までの規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約金額から第13条第1項の規定による検査が完了した数量に相当する金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額(以下「違約金額」という。)を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項に規定する違約金額が、第27条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(乙の解除権)

- 第26条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第27条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期に第24条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
 - 3 第24条第2項から第5項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し通常の損害を賠償しなければならない。この損害額が第25条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。
 - 4 甲及び乙は、本契約書又は仕様書等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し通常の損害に限り賠償しなければならない。
 - 5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(事情の変更)

- 第28条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の

著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

- 2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
- 3 前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(談合等の不正行為にかかる解除)

第29条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

第30条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額(以下「不正行為違約金」という。)を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2(独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。

- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額(以下「不正行為にかかる違約金額」という。)が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(談合等の不正行為にかかる損害賠償)

- 第31条 第29条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

(談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金)

- 第32条 乙が第30条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条に基づき財務大臣が定める率(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて算出した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(施設、機器等の使用)

- 第33条 甲は、甲の構内において、乙が当該業務を行う場合については、当該履行場所における施設機器及び電力等を無償で使用させるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により使用を認められた施設、機器等については、善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。

(補償事項)

- 第34条 乙は、本契約に基づいて行った当該業務の履行中に、乙又は業務委託員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。

(運送に関する補償事項)

- 第35条 乙の責に帰すべき事由により、乙又は第三者が被った損害については、対物事故、対人事故の如何にかかわらず、乙が全て責任を持って処理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

(業務の処理責任)

- 第36条 乙の行う当該業務の処理に誤り又は不適切な点等があり、又は善良な管理者の注意を欠いたため、不完全な処理が行われた場合には、乙は甲に対し直ちに完全な履行となるよう追完を行い又は同時に損害の賠償の責に任ずる。ただし、甲の提供した部品、資材等に乙において発見することが困難な契約不適合があった場合等、乙の責に基づかない場合はこの限りではない。

(契約不適合)

第37条 甲は、乙の本契約の履行及び納入された成果物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求による履行の追完をするとともに、損害賠償を請求することができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。

2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みが無いことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第38条 甲は、成果物が契約不適合である場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

(損害賠償等にかかる調査)

第39条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(支払対価の相殺)

第40条 本契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第41条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第42条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第43条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第7条、第17条第1項から第3項まで及び第6項、第18条、第20条、第24条第3項、第27条、第30条、第32条、第34条から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 理事長代理人
経営企画部長 石塚 哲朗 印

乙 ○○県○○市○○
○○○○○○○
○○○○ ○○ ○○ 印